

NSG
GROUP

第160期定時株主総会兼 普通株主様による種類株主総会

日本板硝子株式会社

株主様へのお願い

- ・携帯電話はマナーモードにしていただき、通話はお控えください。
- ・カメラやビデオ、各種機器による会場内での撮影、録画、録音等につきましてお断りしております。

何卒ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。



株主総会資料ダウンロードのご案内

【電子提供措置に関するご案内】

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第160期 定時株主総会兼普通株主様による種類株主総会招集ご通知」ならびに「第160期 定時株主総会兼普通株主様による種類株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nsg.co.jp/ja-jp/investors/ir-library/shareholders-meeting>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトにもアクセスいただき、銘柄名（日本板硝子）又はコード（5202）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



- 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、上記の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトへの掲載をもってご提供しており、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 監査委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、当社ウェブサイトに掲載している「第160期 定時株主総会兼普通株主様による種類株主総会招集ご通知」に記載の各書類のほか、上記②及び③の事項です。また、監査委員会が監査した事業報告は、当社ウェブサイトに掲載している「第160期 定時株主総会兼普通株主様による種類株主総会招集ご通知」に記載の書類と上記①の事項です。
- 電子提供措置事項に修正すべき事項が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって議決権を複数回ご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

本株主総会の模様は、インターネットによるライブ配信でもご覧いただけます。
（ご視聴方法は、6頁「当日ライブ配信のご案内」をご参照ください。）

当社ウェブサイト

<https://www.nsg.co.jp/ja-jp/investors/ir-library/shareholders-meeting>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



本総会の資料は、スマートフォンやタブレット等からもご覧いただけます。

第160期定時株主総会兼 普通株主様による種類株主総会

日本板硝子株式会社

普通株主様による種類株主総会の 決議事項について

**第1号議案及び第2号議案について、
議決権を行使できる株主様は同一であるため、
普通株主様による種類株主総会を兼ねております。**

- **第1号議案** 発行可能株式総数増加のための定款一部変更の件
- **第2号議案** 株式併合の件

監查報告

報告事項

1.事業報告

2.連結計算書類

3.計算書類

対処すべき課題

2026年3月期 実績の振り返り

- 売上高は予想を上回ったが、営業利益は予想未達
- 当期利益は予想超過も、一過性要因を除けば予想を下回る

【連結損益計算書】

(億円)

	通期（12か月）		2026年3月期 通期業績予想
	2025年3月期	2026年3月期	
売上高	8,404	8,795	8,500
営業利益	165	288	310
営業利益率	2.0%	3.3%	3.6%
個別開示項目後営業利益	112	233	320
税引前利益（△損失）	△ 85	4	110
当期利益（△損失）	△ 135	55	40
親会社の所有者に帰属する 当期利益（△損失）	△ 138	44	20

2027年3月期 業績見通しと中期経営計画

- 欧州市場の改善を見込むものの厳しい事業環境が続き、中期経営計画の目標達成は困難な見込み

【財務目標】

		2027年3月期 目標	2027年3月期 通期業績予想
収益性 (P/L)	営業利益	640億円	360億円
	営業利益率 (ROS)	7%	4.1%
キャッシュ創出 (C/F)		フリー・キャッシュ・フロー	270億円
財務基盤の安定化 (B/S)	有利子負債	4,420億円	
	自己資本比率	15%	

当社の状況、株主の皆様にご提供するリスク

【事業環境】

- ・ 欧州経済の停滞
- ・ 原材料価格上昇に伴うコスト増
- ・ 米国の関税措置によるサプライチェーンへの影響

【財務状況】

- ・ 有利子負債総額約5,483億円にのぼる過剰なレバレッジ
- ・ 過去5年間で累積約284億円の最終赤字
- ・ 英国子会社の借入における配当制限等のグループ内資金活用制限

【リスク】

- ・ 自助努力のみでは収益力及び財務体質の抜本的改善に長期間を要する
- ・ 不透明な経営環境の下で業績及び財務状況がさらに悪化するおそれ
- ・ 株価の下落等を通じて既存株主の皆様にごさらなるリスクが及ぶおそれ

財務基盤再構築のための抜本的施策の必要性

【当社の状況】

- ・ 厳しい事業環境
- ・ 脆弱な財務基盤
- ・ 業績悪化のリスク

抜本的施策の 必要性

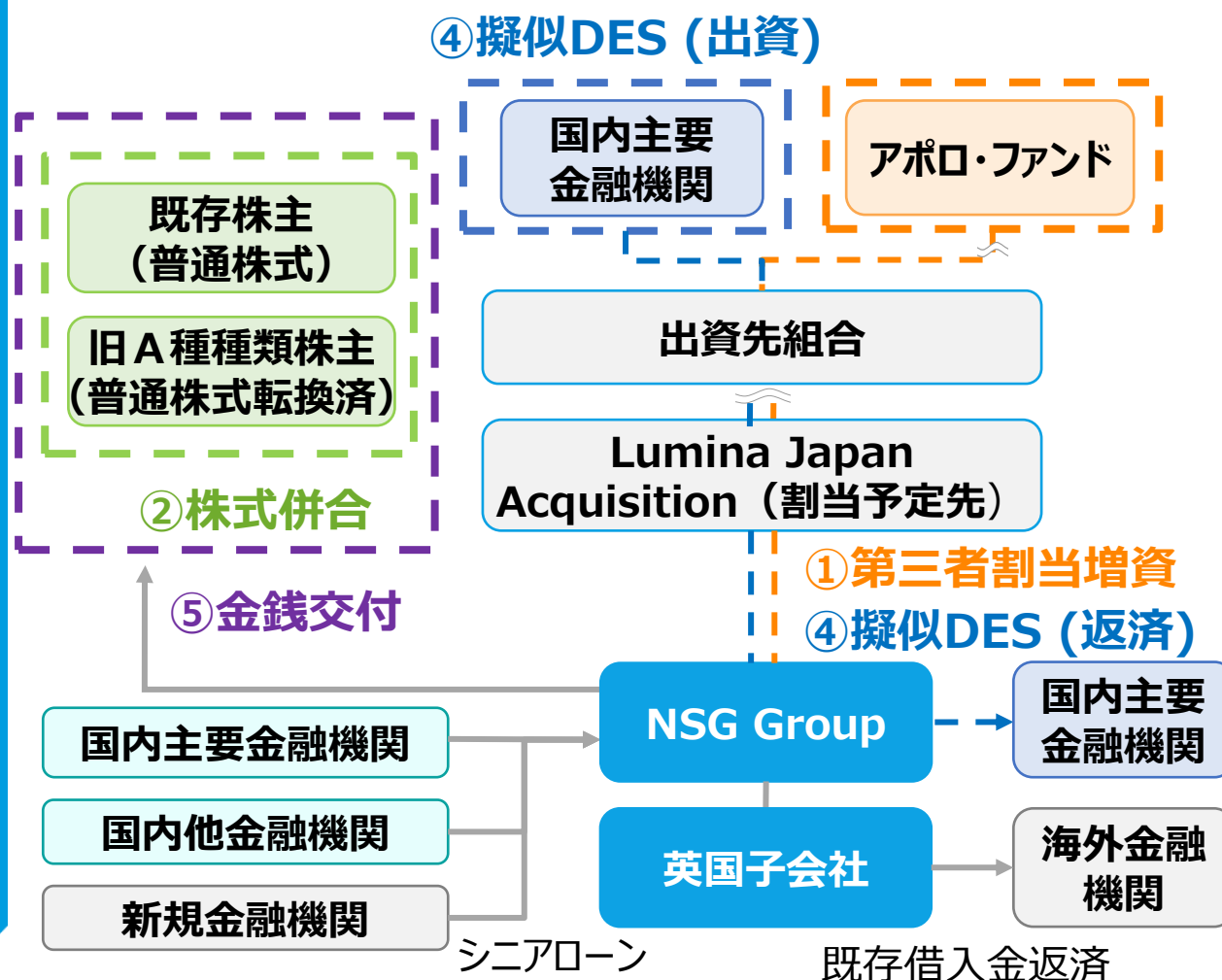
【選択肢検討】

- ・ パートナー模索
- ・ 資本性資金調達
など

アポロ・ファンドによる支援を受けながら、
資本の再構成を通じて持続的な成長の実現を目指すべく
新生NSGグループに向けた抜本的施策の実施を公表

本施策の概要

本施策のスキーム図



① 第三者割当増資の実施（約1,650億円）

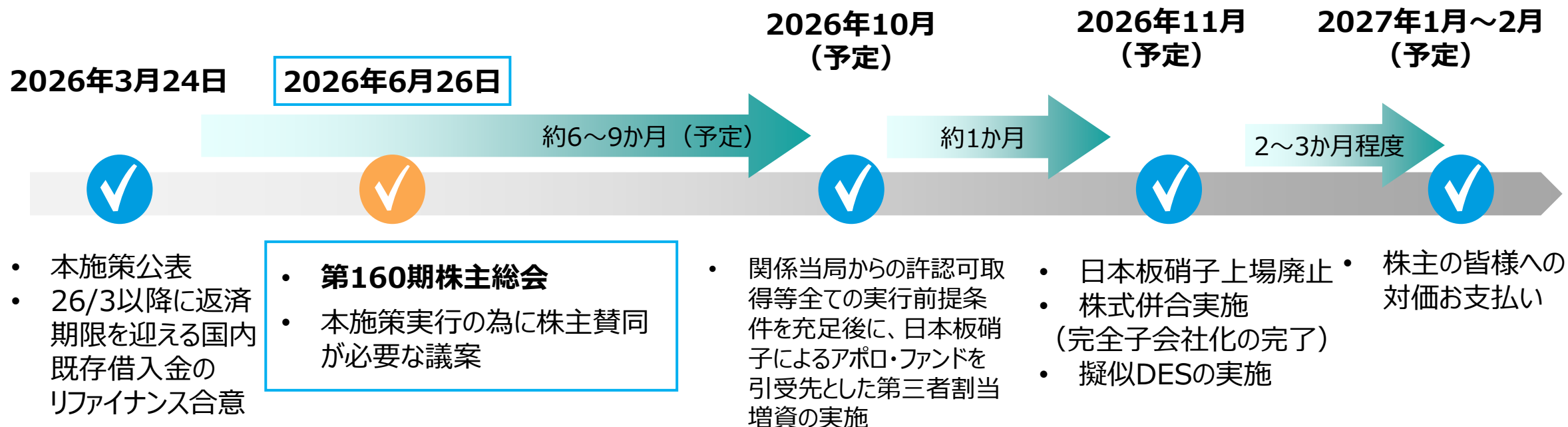
② 株式併合の実施

③ 上場廃止・非公開化

④ 擬似DESの実施（1,400億円）

⑤ 株主様への金銭交付（1株500円）

本施策のタイムライン



第160期定時株主総会兼普通株主様による種類株主総会の付議議案 (本施策関連)

第1号議案 発行可能株式総数増加のための定款一部変更の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 単元株式数の定め廃止等に関する定款一部変更の件

検討プロセス

● 特別委員会を設置し、本施策の公正性や妥当性について検討

2025年 9月	アポロより非公開化を伴う抜本的改善施策の初期的な提案を受領
2025年 11月	本施策の提案を検討するための特別委員会を設置、各アドバイザーを選任
2025年 12月	アポロより意向表明書を受領 その他スポンサー候補との比較、検討
2026年 1月	アポロとの協議継続を決定 本株式併合に伴う1株当たりの交付金額につき、450円の提案を受領
2026年 2月 2026年 3月	特別委員会関与のもと、アポロとの間で、複数回にわたって価格引き上げを交渉
2026年 3月	粘り強く交渉を重ねた結果、1株500円への有意な価格引き上げを実現 特別委員会が取締役会に以下の内容を含む答申書を提出
1 本取引の目的の正当性及び合理性は認められる。 2 本取引の取引条件の公正性及び妥当性は認められる。 3 本取引の手続の公正性は認められる。 4 本取引は当社の少数株主にとって不利益なものでない。 5 当社取締役会が、本取引を承認することは妥当である。	

1 株当たりの交付金額

特別委員会の関与のもと、
外部アドバイザーの助言を受けながら、
株主の皆様の利益を追求

- 他のスポンサー候補からの提案内容との比較
- 第三者算定機関による株式価値評価、フェアネス・オピニオンの取得
 - アポロとの複数回にわたる交渉により有意な引き上げを実現

本株式併合に伴う 1 株当たりの交付金額
500円

非公開化

【本施策】

アポロ・ファンドによる
約1,650億円の資本投下

主要金融機関による
総額1,400億円の擬似DES

英国子会社における
借入金の返済

国内既存借入金の
リファイナンス

A種種類株主
による協力

「必要資本の確保」「金融機関との合意形成」「中長期的な事業再建の実行」
を同時に実現可能

【非公開化】

短期的な市場評価に左右されない意思決定及び
抜本的な事業構造改革の実施が可能となり、
当社の再成長にとって極めて重要

中期経営計画「2030 Vision : Shift the Phase」

- 持続可能な社会の発展に不可欠な存在を引き続き目指す
- アポロ・ファンドの支援を受け、新生NSGグループとして持続的成長に向けた体制整備を進める

2030年のゴール

企業としてのフェーズを変え、
持続可能な社会の発展に不可欠な存在を
目指す

2030 Vision

Shift the Phase
フェーズを変える

NSGグループ

戦略方針 4つの「D」

Business **D**evelopment

Decarbonization

Digital Transformation

Diverse Talent

新生NSGグループに向けた取り組み

新生NSGグループに向けた抜本的施策

A large, dark gray, downward-pointing arrow that connects the main strategy header to the implementation steps below.

株主様のご理解を得て、

アポロ・ファンドによる支援を受けながら、

資本の再構成を通じて持続的な成長の実現を目指す

第160期定時株主総会兼 普通株主様による種類株主総会

日本板硝子株式会社

決議事項

【第1号議案】

発行可能株式総数増加のための 定款一部変更の件

招集ご通知 13ページ

第1号議案

発行可能株式総数増加のための定款一部変更の件

総額約1,650億円の本第三者割当による本新株発行を可能とするため、

会社法第113条第3項に基づき、

発行可能株式総数及び当社普通株式に係る
発行可能種類株式総数の増加を行おうとするもの

※本議案につきましては、普通株主様の種類株主総会を兼ねる決議事項とさせていただきます。

【変更の内容】

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億7,750万株</u> とする。 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>1億7,750万株</u> A種種類株式 4万株	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5億5,004万株</u> とする。 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>5億5,000万株</u> A種種類株式 4万株

決議事項

【第2号議案】

株式併合の件

招集ご通知 14ページから 22ページ

第2号議案 株式併合の件

本第三者割当に係る本新株式の払込みを条件に、

当社の株主を割当予定先のみとするため

株式併合を実施しようとするもの

※本議案につきましては、普通株主様の種類株主総会を兼ねる決議事項とさせていただきます。

本議案をご承認いただきますと、

- 当社普通株式について、122,222,222株を1株に併合
- 割当予定先以外の当社の少数株主の皆様の保有する当社普通株式の数は1株に満たない端数に
- 本株式併合で生じる1株に満たない端数は、当社が買い取り
買取価格：併合前の保有株数に1株あたり500円を乗じた金額

決議事項

【第3号議案】

単元株式数の定めの廃止等に関する 定款一部変更の件

招集ご通知 23ページ

第3号議案

単元株式数の定め廃止等に関する定款一部変更の件

第2号議案に定める本株式併合の効力が発生することを条件に、

本株式併合の効力発生日と同日に発行済株式総数の変更
及び当社普通株式に係る単元株式数の定めを廃止するもの

【変更の内容】

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5億5,004万株</u>とする。 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>5億5,000万株</u> A種種類株式 4万株 (単元株式数) 第7条 当社の普通株式の1単元の株式の数(以下「単元株式数」という。)は、<u>100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u> (単元未満株式の買増) 第8条 単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて 単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。 第9条～第31条(条文省略)	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4万16株</u>とする。 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>16株</u> A種種類株式 4万株 < 削 除 > < 削 除 > 第7条～第29条(条文省略)

決議事項

【第4号議案】

取締役6名選任の件

招集ご通知 24ページから 28ページ

第4号議案 取締役6名選任の件

候補者番号	氏名	地位・属性等		
1	細沼 宗浩	再任	代表執行役 社長兼CEO	
2	浅妻 慎司	再任	社外	独立
3	藤岡 哲哉	再任	社外	独立
4	上釜 健宏	再任	社外	独立
5	宮崎 秀樹	再任	社外	独立
6	デニース・ヘイラー (Denise Haylor)	再任	執行役常務CHRO (最高人事責任者)	

第4号議案 取締役6名選任の件



再任

代表執行役
社長兼CEO

取締役候補者

細沼 宗浩

第4号議案 取締役6名選任の件



再任

社外

独立

取締役候補者

浅妻 慎司

第4号議案 取締役6名選任の件



再任

社外

独立

取締役候補者

藤岡 哲哉

第4号議案 取締役6名選任の件



再任

社外

独立

取締役候補者

上釜 健宏

第4号議案 取締役6名選任の件



再任

社外

独立

取締役候補者

宮崎 秀樹

第4号議案 取締役6名選任の件



再任

執行役常務
CHRO（最高人事責任者）

取締役候補者

デニース・ヘイラー

第4号議案 取締役6名選任の件

候補者番号	氏 名	地位・属性等		
1	細沼 宗浩	再任	代表執行役 社長兼CEO	
2	浅妻 慎司	再任	社外	独立
3	藤岡 哲哉	再任	社外	独立
4	上釜 健宏	再任	社外	独立
5	宮崎 秀樹	再任	社外	独立
6	デニース・ヘイラー (Denise Haylor)	再任	執行役常務CHRO (最高人事責任者)	

質疑応答

事前にいただきましたご質問

- 無配の継続、
買取価格への配当分の上乗せについて
- 買取価格の根拠、
将来的な企業価値向上分の反映について
- 現経営陣の継続について

質疑応答について

**「報告事項」及び「決議事項」につきまして、
会場の皆様よりご質問など、一切のご発言をお受けします**

**質疑応答の終了後は、
「決議事項」につき採決のみをさせていただきたいと存じます**

**質疑応答を含む本定時株主総会第1号、第2号議案の
審議は、普通株主様による種類株主総会を兼ねることと
いたしたいと存じます**

**ご質問の際は、議長の指名を受けた後、
お手許の受付票番号をおっしゃってから
ご質問くださいますようお願いいたします。**

ご質問終了後は、お席にお戻りください。

採決について

**第1号議案及び第2号議案について、
議決権を行使できる株主様は同一であるため、
普通株主様による種類株主総会を兼ねる決議事項と
させていただきますと存じます。**

- **第1号議案 発行可能株式総数増加のための定款一部変更の件**
- **第2号議案 株式併合の件**

決議事項

【第1号議案】

発行可能株式総数増加のための 定款一部変更の件

招集ご通知 13ページ

決議事項

【第2号議案】

株式併合の件

招集ご通知 14ページから 22ページ

第2号議案にご反対の株主様

株式買取請求権の行使要件を確認するため、
第2号議案にご反対された株主様を確認する必要があります

本総会において第2号議案にご反対された株主様は、
本総会終了後、受付にて、ご自身の受付票をお渡してください

決議事項

【第3号議案】

単元株式数の定めの廃止等に関する 定款一部変更の件

招集ご通知 23ページ

決議事項

【第4号議案】

取締役6名選任の件

招集ご通知 24ページから 28ページ

第160期定時株主総会兼 普通株主様による種類株主総会

日本板硝子株式会社

今後の予定

【主なスケジュール】 ※進捗度合いによって1～2カ月程度前後することもあり得ます

- 2026年10月（予定）

- 総額約1,650億円の第三者割当の実施

- 2026年11月（予定）

- 株式併合、国内主要金融機関による擬似DESの実施
- 当社株式の上場廃止

※株主の皆様が保有される当社普通株式は、上場廃止までは東京証券取引所において
これまで通り売買いただくことが可能です

※他の上場株式との損益通算をお考えの場合は、上場期間中の売却をご検討ください

- 2027年1月～2月（予定）

- 端数株式相当分の処分代金のお支払

※併合前の保有株数に1株あたり500円を乗じた金額で当社が買取させていただく予定です
買取に際しましては、株主の皆様には特段お取りいただく手続きはございません

第2号議案にご反対の株主様

第2号議案に反対された株主様につきまして、

反対株主の株式買取請求権の行使要件（会社法第182条の4第2項）を確認させていただくため、

受付の担当職員に、ご自身の受付票をお渡しく下さい。

※受付票の提出をもって、株主様が第2号議案に反対されたことの確認とさせていただきます。

NSG
GROUP